

●状況確認届提出後の基本年金について

特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢到達後の基本年金は、国と同様に雇用保険との併給調整や、在職老齢年金の支給調整の対象となります。状況確認届で回答をいただいた内容により、基本年金を支給停止させていただく場合があります。

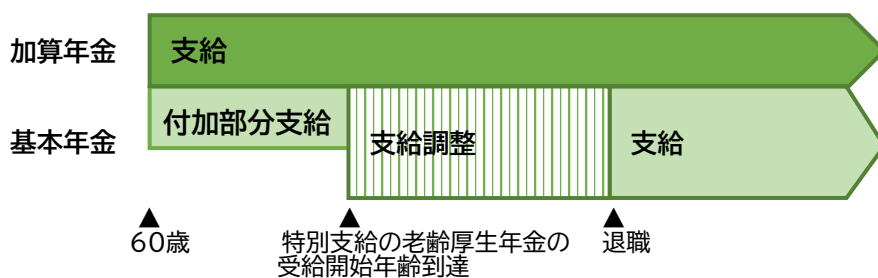
1. 厚生年金の被保険者として勤めている方

→在職老齢年金のしくみにより基本年金は支給調整の対象となります。

年金の支給停止額を算出するための「支給停止情報」が国から提供されるまでの間、過払いを防ぐため、基本年金は一時的に全額支給停止されます。

※後日「支給停止情報」が提供され次第、支給停止額を算定し、未払いの年金がある場合は、さかのぼってお支払いします。（初回の入金は誕生月から約4から5ヵ月後になります。）

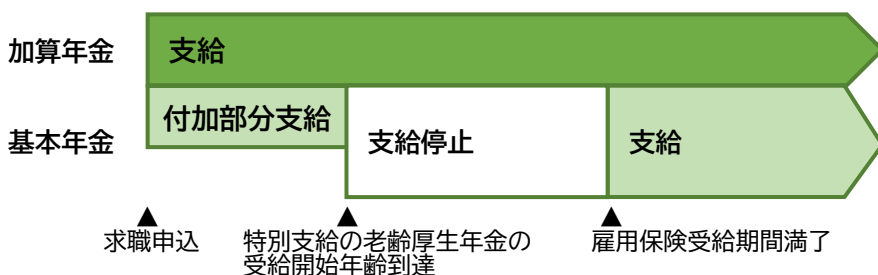
※DB 加算年金、C B 加算年金は支給調整の対象外のため、引き続き支給されます。



2. 雇用保険の基本手当(失業給付)を受給している方

→失業給付を受けている間は基本年金が全額支給停止されます。

※DB 加算年金、C B 加算年金は支給停止の対象外です。



3.勤めているが厚生年金の被保険者ではない方

4.障害年金または遺族年金を受給している方

5.上記以外で現在就労をしていない方

→支給調整の対象外のため、基本年金は全額支給となります。

基本年金額の改定後の初回の入金は誕生月の2から3カ月後になります。

なお、上記の1,2のいずれかに該当する場合でも、障害年金または遺族年金を受給している場合、基本年金は支給調整の対象外のため、全額支給となります。

